

日本学生支援機構奨学生推薦に関する北海道科学大学大学院内規

第1条 この内規は、日本学生支援機構（以下「機構」という。）業務方法書に基づき、北海道科学大学大学院（以下「本大学院」という。）における機構奨学生の推薦に関し、公正かつ適切に選考することを目的とする。

第2条 奨学生の推薦にあたっては、つとめて各専攻間の均衡を図るものとする。

第3条 学業成績は、大学における成績及び本大学院入学試験の成績による。

第4条 人物の判定は、本大学院入学試験の面接試験の結果によるが、学部での業績・行動等を加味することができる。

第5条 学生支援センターは、申込者の中から別に定める覚書に基づき、推薦者を決定し、学長の承認を得るものとする。

第6条 この内規の改廃は、学生支援センターの議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この内規は、平成3年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成8年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成30年4月1日から施行する。